

## 合併公告

2026年1月30日

株主及び債権者 各位

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地  
株式会社ハーバー研究所  
代表取締役 西 幹男

当社（以下「甲」という。）は、2026年4月1日を効力発生日として、甲を吸收合併存続会社、ハーバーコスマティクス株式会社（本店：千葉県香取郡多古町水戸1番地78。以下「乙」という。）を吸收合併消滅会社とする吸收合併を行い、甲が乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はございません。

### 記

- 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
- 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
(乙) 掲載紙官報  
掲載の日付 令和7年6月10日  
掲載項 57頁(号外第127号)

以上